平成２９年（フ）第１７７０号
埼玉県上尾市大字平塚2135番地24
債務者　山岸　佑介
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９０号
さいたま市北区吉野町１丁目367番地２
債務者　伊藤　公司
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９１号
さいたま市北区吉野町１丁目367番地２
債務者　伊藤　淑子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
埼玉県川口市大字安行北谷596番地の２　レジアス館103号
債務者　小杉　　寛
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
さいたま市大宮区桜木町４丁目468番地17、旧住所さいたま市見沼区大字東宮下623番地24
債務者　松澤　英晃
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８４号
埼玉県上尾市大字平塚758番地１
債務者　島村　洋子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８５号
さいたま市見沼区御蔵1529―１　アネックスガーデン山中Ｂ102（住民票上の住所　さいたま市見沼区大字御蔵1137番地１）、旧住所埼玉県加須市花崎北１丁目17番地１　サンライト花崎Ｃ―102
債務者　中川　千尋
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０２号
千葉県浦安市海楽１丁目25番４号　セントラルハイツ（203）
債務者　村山　　進
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３０３号
千葉県浦安市海楽１丁目25番４号　セントラルハイツ（203）
債務者　村山かおり
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８２号
千葉県船橋市若松１丁目14番６号　波多野厩舎
債務者　松久　信博
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１１号
千葉県船橋市習志野台２丁目52番３棟103号
債務者　石神　雪江
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５５号
千葉県市原市東五所15番地９　グローリーデイズ204
債務者　田中こずえ（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３号
千葉県船橋市二和西４丁目36番16号　ヴィラセゾン二和201号
債務者　星野　　真
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第８号
千葉県市川市国分６丁目３番２号
債務者　亀尾　浩康
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
千葉県船橋市薬円台６丁目７番26―305号
債務者　白井はるみ
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１号
千葉県船橋市習志野台７丁目８番35号　サウスウイング204号
債務者　平尾　健二
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６号
千葉市美浜区幸町２丁目11番15棟110号
債務者　水上　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係